

選挙機材搬出入及び開票所設営・撤収業務委託仕様書

1 件 名

交野市長選挙及び交野市議会議員補欠選挙における選挙機材搬出入及び開票所設営・撤収業務

2 委託期間

(1) 契約期間

契約締結日から選挙期日後10日まで

(2) 業務履行期間

契約締結日から選挙期日後10日まで

3 投開票所物品の事前搬入

- (1) 旧交野みらい小学校（交野市郡津1丁目43-1）に保管している選挙物品を、市指定場所（市役所別館3階（予定））に搬入すること。
- (2) 搬出する選挙物品は、別紙1（投開票所物品）のとおりである。ただし、種類・数量等は、変更する場合がある。詳細については、別途、連絡する。
- (3) 選挙物品の搬出入スケジュールは、別紙2（日程表）のとおりである。

4 投票所物品の搬入

- (1) 投票所への物品搬入は、市が提示する物品搬入リストに基づき投票所ごとに、選挙期日2日前の金曜日に行うこと。なお、市より搬入時間や搬入日等の変更を指示された場合、緊急的に搬入を指示された場合は対応すること。
- (2) 投票所における物品搬入場所は、別紙3のとおりとする（後日調整による変更あり）。搬入後は整理整頓のうえ安全を確保し集積すること。
- (3) 物品搬入にあたっては、クリアケース・物品かばん等の投票所番号（1～20）が記載されている物品については、投票所番号を確認のうえ搬入すること。また、必要があるときは、別途指示することもある。
- (4) 受託者は、投票所設営当日（土曜日）に物品の過不足分が出た場合への対応のため、車両及び人員を待機させること。

5 投票所物品の回収

- (1) 投票所物品は、選挙期日翌日に投票所の指定場所から回収し、仕分けを行い市指定場所に搬出すること。また、必要があるときは、別途指示することもある。
- (2) 投票所物品の指定場所への搬入及び搬出については、必ず本市の就業時間内（午前8時45分から午後5時15分）に完了すること。
また、必要があるときは別途指示することもある。

6 開票所物品の搬入

- (1) 開票所物品は、選挙期日の前日13時以降及び当日の午前9時30分に3.(1)の市指定場所から、交野市立総合体育施設（いきいきランド交野）（交野市向井田2丁目5-1）に搬入すること。
- (2) 開票所へ搬入する物品は、別紙4（開票所物品）のとおりである。ただし、種類・数量等は変更する場合がある。
- (3) 投票用紙計数機等の運搬については、精密機器のため特に注意を払うとともに、運搬時の保険に加入すること。

7 開票所の設営

- (1) あらかじめ担当職員と打合せを行うこと。
- (2) 開票所の設営にあたっては、開票所図面及び現場の担当職員の指示に基づき行うこと。
- (3) 開票所の設営は、8人以上で行い、選挙期日の前日から開票所物品の搬入、床の保護、物品配置を行い、選挙期日の午後12時までに完了させること。

8 開票所の撤収

- (1) 開票所撤収は、選挙期日翌日の午前中に行うこと。
- (2) 市所有の開票所物品は、市指定場所（別紙2参照）へ搬出し、整理整頓のうえ格納すること。なお、投票箱は投票所から回収した鞆に、計数機・交付機は段ボール箱に納めておくこと。また、必要があるときは、別途指示することもある。
- (3) 施設からの借用物は、担当職員の指示に従い、もとあった保管場所に返却すること。
- (4) 開票所物品撤収後は、モップ、掃除機等により床の砂埃等を取り除くこと。

9 その他

- (1) 搬入搬出その他の作業において、物品（施設を含む。）等に破損等が生じた場合は、受託者が責任をもって対処すること。また、速やかに市に連絡すること。
- (2) この受託業務を行うにあたっては、受託者の責任者又は責任者に準ずる者が、必ず現場の任にあたること。

- (3) 搬入搬出漏れ等に対処するため、常に市からの連絡に対応できる体制を確保しておくこと。
- (4) 運搬に使用する車両は、屋根付き又は幌付きのものとすること。
- (5) 受託業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、この仕様書に記載のない事項であっても、当然必要と思われることは協力を惜しまないこと（物品などの撤収漏れ等があった場合は、契約期間を過ぎていても対応すること）。
- (6) 選挙終了時（選挙期日の翌日及び市が指定した日）には、市役所別館（予定）から旧交野みらい小学校に選挙未使用物品等の搬出を行うこと。

10 支払条件 完了払い